

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第4条	災害援護資金の貸付の決定	地域福祉課

1 審査基準

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第3条に規定する災害によるものか。
- (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項第1号又は第2号に規定する被害を受けた世帯か。

(関連法令)

災害弔慰金の支給等に関する法律
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令
災害救助法
災害救助法施行令
盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 標準処理期間

個々の状況を調査する必要があるため、一律に期間を決定することが困難

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。